

令和6年度

諏訪市 一般会計 特別会計 予算書

長野県諏訪市

目 次

一 般 会 計	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	9
霧ヶ峰リフト事業特別会計	12
公設地方卸売市場事業特別会計	15
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	18
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	21

議案第1号

令和6年度

諏訪市一般会計予算(案)

令和6年度諏訪市一般会計予算

令和6年度諏訪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る職員手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日 提出

諏訪市長 金子 ゆかり

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		7,679,000
	1 市 民 税	3,355,000
	2 固定資産税	3,260,000
	3 軽自動車税	205,000
	4 市たばこ税	370,000
	5 入 湯 税	70,000
	6 都市計画税	419,000
2 地方譲与税		190,000
	1 地方揮発油譲与税	40,000
	2 自動車重量譲与税	128,000
	4 森林環境譲与税	22,000
3 利子割交付金		2,000
	1 利子割交付金	2,000
4 配当割交付金		37,000
	1 配当割交付金	37,000
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000
6 法人事業税交付金		132,000
	1 法人事業税交付金	132,000
7 地方消費税交付金		1,345,000
	1 地方消費税交付金	1,345,000
8 ゴルフ場利用税交付金		5,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	5,000
9 環境性能割交付金		13,000
	1 環境性能割交付金	13,000
10 地方特例交付金		290,000
	1 地方特例交付金	260,000

(単位 千円)

款	項	金額
	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	30,000
11 地方交付税		3,730,000
	1 地方交付税	3,730,000
12 交通安全対策特別交付金		7,000
	1 交通安全対策特別交付金	7,000
13 分担金及び負担金		218,889
	1 分担金	27,580
	2 負担金	191,309
14 使用料及び手数料		232,882
	1 使用料	153,527
	2 手数料	79,355
15 国庫支出金		2,191,494
	1 国庫負担金	1,819,164
	2 国庫補助金	359,348
	3 国庫委託金	12,982
16 県支出金		1,143,809
	1 県負担金	753,758
	2 県補助金	294,848
	3 県委託金	95,203
17 財産収入		49,060
	1 財産運用収入	32,830
	2 財産売払収入	16,230
18 寄附金		310,700
	1 寄附金	310,700
19 繰入金		951,118
	1 繰入金	951,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		164,299
	1 議 会 費	164,299
2 総 務 費		2,823,011
	1 総務管理費	2,330,431
	2 徴 税 費	259,575
	3 戸籍住民基本台帳費	177,182
	4 選 挙 費	16,488
	5 統計調査費	11,745
	6 監査委員費	27,590
3 民 生 費		7,840,638
	1 社会福祉費	4,072,373
	2 児童福祉費	3,246,265
	3 生活保護費	508,651
	4 国民年金事務取扱費	13,348
	5 災害救助費	1
4 衛 生 費		1,642,319
	1 保健衛生費	877,958
	2 清 掃 費	764,361
5 労 働 費		60,826
	1 労働諸費	60,826
6 農林水産業費		281,791
	1 農 業 費	198,447
	2 林 業 費	82,174
	3 水産業費	1,170
7 商 工 費		1,644,109
	1 商 工 費	1,418,240
	2 観 光 費	225,869

(単位 千円)

款	項	金額
8 土木費		1,996,926
	1 土木管理費	173,196
	2 道路橋梁費	543,880
	3 河川費	244,968
	4 都市計画費	883,754
	5 住宅費	151,128
9 消防費		758,519
	1 消防費	758,519
10 教育費		1,939,436
	1 教育総務費	121,948
	2 小学校費	583,698
	3 中学校費	397,262
	4 幼稚園費	996
	5 社会教育費	651,632
	6 保健体育費	183,900
12 公債費		2,277,640
	1 公債費	2,277,640
13 諸支出金		210,486
	1 普通財産取得費	210,486
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		21,660,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
上諏訪駅周辺地区整備基本構 想策定業務委託料	令和 7 年 度	11,308 千円
令和 6 年度諏訪市土地開発公 社借入金に対する債務保証	令和 6 年度から 返済年度まで	諏訪市土地開発公社がその事業を行 うために金融機関等より借入れする 金額（最高額 20,000千円） の債務保証

第 3 表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通財産建物解体事業	130,400	証書借入 又は 証券発行	年 3.5 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
庁舎改修事業	106,200			
保健センター施設整備事業	4,600			
すわっこランド施設整備事業	10,300			
土地改良事業	17,200			
急傾斜地崩壊対策等事業 (県事業土木工事負担金)	900			
道路舗装新設修繕事業	50,000			
道路改良事業	155,100			
スマートIC整備事業	45,000			
橋梁長寿命化事業	26,700			
河川浚渫事業	10,000			
自然災害防止事業	196,000			
都市公園整備事業	20,700			
市営住宅解体事業	42,300			
市営住宅整備事業	4,000			
消防ポンプ自動車整備事業	55,900			
防災倉庫改修事業	4,800			
教職員住宅解体事業	7,400			
諏訪湖スタジアム改修事業	7,000			
臨時財政対策	55,000			
平成20年度諏訪西中学校整備事業債借換債	172,800			
平成25年度湖南小学校プール整備事業債借換債	2,740			
平成25年度上諏訪中学校屋内運動場整備事業債借換債	23,250			
平成21年度減収補填債借換債	29,200			

議案第2号

令和6年度

諏訪市国民健康保険特別会計予算(案)

令和6年度諏訪市国民健康保険特別会計予算

令和6年度諏訪市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,544,691千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月20日 提出

諏訪市長 金子 ゆかり

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		794,289
	1 国民健康保険税	794,289
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		92
	1 国庫負担金	2
	2 国庫補助金	90
4 療養給付費等交付金		32
	1 療養給付費等交付金	32
5 県支出金		3,287,485
	1 県補助金	3,287,485
6 財産収入		370
	1 財産運用収入	370
7 繰入金		448,409
	1 他会計繰入金	287,108
	2 基金繰入金	161,301
8 繰越金		2
	1 繰越金	2
9 諸収入		14,011
	1 延滞金、加算金及び過料	8,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	2,500
	5 雑入	3,509
歳入合計		4,544,691

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		96,921
	1 総務管理費	79,198
	2 徴税費	17,545
	3 運営協議会費	178
2 保険給付費		3,267,589
	1 療養諸費	2,705,775
	2 高額療養費	541,015
	3 移送費	31
	4 出産育児諸費	17,508
	5 葬祭諸費	3,250
	6 傷病手当金	10
3 国民健康保険事業費納付金		1,114,160
	1 医療給付費分	706,035
	2 後期高齢者支援金等分	302,041
	3 介護納付金分	106,084
4 保健事業費		48,294
	1 特定健康診査等事業費	31,181
	2 保健事業費	17,113
5 基金積立金		371
	1 基金積立金	371
6 公債費		740
	1 公債費	740
7 諸支出金		6,616
	1 償還金及び還付加算金	6,616
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		4,544,691

議案第3号

令和6年度

諏訪市霧ヶ峰リフト事業特別会計予算(案)

令和6年度諏訪市霧ヶ峰リフト事業特別会計予算

令和6年度諏訪市の霧ヶ峰リフト事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和6年2月20日 提 出

諏 訪 市 長 金 子 ゆ か り

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10,387
	1 使用料	10,387
2 繰入金		35,074
	1 他会計繰入金	35,074
4 諸収入		41
	1 市預金利子	1
	2 雑入	40
歳入合計		45,502

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 リフト事業費		44,500
	1 リフト事業費	44,500
2 公 債 費		2
	1 公 債 費	2
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		45,502

議案第4号

令和6年度

諏訪市公設地方卸売市場事業特別会計予算(案)

令和6年度諏訪市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和6年度諏訪市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和6年2月20日 提 出

諏 訪 市 長 金 子 ゆ か り

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		15,151
	1 使用料	15,150
	2 手数料	1
4 財産収入		718
	1 財産運用収入	718
5 繰入金		52,724
	1 他会計繰入金	10,577
	2 基金繰入金	42,147
6 諸収入		6
	1 市預金利子	4
	2 雑入	2
10 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
歳入合計		73,599

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		71,596
	1 総務管理費	31,274
	2 施設管理費	40,322
2 公 債 費		3
	1 公 債 費	3
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		73,599

議案第5号

令和6年度

諏訪市駐車場事業特別会計予算(案)

令和6年度諏訪市駐車場事業特別会計予算

令和6年度諏訪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,699千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和6年2月20日 提 出

諏 訪 市 長 金 子 ゆ か り

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		12,491
	1 使用料	12,491
3 諸収入		10
	2 雑入	10
4 繰越金		1,198
	1 繰越金	1,198
歳入合計		13,699

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 駐車場費		12,679
	1 駅前駐車場事業費	12,679
2 公債費		20
	1 公債費	20
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		13,699

議案第6号

令和6年度

諏訪市後期高齢者医療特別会計予算(案)

令和6年度諏訪市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度諏訪市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ989,443千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月20日 提 出

諏 訪 市 長 金 子 ゆ か り

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		824,573
	1 後期高齢者医療保険料	824,573
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		163,466
	1 一般会計繰入金	163,466
4 繰越金		299
	1 繰越金	299
5 諸収入		1,104
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	1,001
	3 預金利子	1
	5 雑入	1
歳入合計		989,443

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		17,165
	1 総務管理費	9,198
	2 徴収費	7,967
2 後期高齢者医療広域連合納付金		970,976
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	970,976
3 諸支出金		1,001
	1 償還金及び還付加算金	1,001
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		989,443